

こ成環第437号
令和8年8月27日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁長官
(公 印 省 略)

「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費の国庫補助金について」の一部改正について

標記については、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費の国庫補助金について」（令和7年5月19日付けこ成環第207号こども家庭庁長官通知。以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和8年7月28日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）に対してこの旨通知されたい。

こ成環第207号
令和7年5月19日
【一部改正】こ成環第355号
令和8年6月5日
【一部改正】こ成環第437号
令和8年8月27日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁長官
(公 印 省 略)

こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費の国庫
補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、令和7年4月1日から適用することとされたので、通知する。

なお、都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）に対する周知につき配慮願いたい。

別紙

こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金交付要綱

(通則)

- 1 こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号、以下「適正化法施行令」という。)及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっており、また、児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加等、こどもを取り巻く環境の厳しさが増し、価値観も多様化する中、全てのこどもが安全で安心して過ごせる多様な居場所づくりを推進していく必要がある。

本事業は、令和 5 年 12 月に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、こどもの居場所づくりを支援するコーディネーターの配置並びに居場所の立ち上げに対する支援をすることで、こどもの居場所づくりを推進することにより、こどもの居場所に対して効果的な支援方策を明らかにすることを目的とする。

また、令和 8 年熊本地震の発災を受け、被災したこどもの心の負担軽減や回復等に資する環境の整備を目的として、被災したこどもの居場所づくり支援を実施する。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業実施要綱」（「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業の実施について」（令和 7 年 5 月 19 日こ成環第 201 号こども家庭庁成育局長通知）の別紙。以下「実施要綱」という。）に基づき、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）（以下、「都道府県等」という。）が行う事業に必要な経費を交付の対象とする。

令和 8 年熊本地震による被災したこどもの居場所づくり支援については、

実施要綱に基づき、都道府県等の他、社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人及びその他の法人であって、以下の各号にあたる要件を満たす法人（以下「社会福祉法人・NPO 法人等」）並びに熊本県及び市町村が行う事業を交付の対象とする。

- （１） 実施主体は、事業の申請を行うに際して、実際に事業を行う事業担当者
と本事業の経理担当者を明確に定めておくこと
- （２） 本事業に従事する者又は従事していた者は、個人情報の管理を徹底す
ると共に、正当な理由がなく事業の実施により知り得た秘密を漏らし
てはならないこと
- （３） 事業が完了した場合には、自ら事業結果の概要を作成し、当該実施主体
のホームページへの掲載等の方法により公表するよう努めること
- （４） 事業の性質に応じ適切な安全管理を確保するための運営体制を整えて
いること

（交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、次の表の第２欄に定める区分ごとに、第３欄に定め
る基準額と、第４欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、
総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額
を選定する。

前述により選定した額に第５欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額と
する。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを
切り捨てるものとする。

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象経費	5 補助 率
こどもの 居場所づ くりコー ディネー ター配置 等事業	こどもの 居場所づ くりコー ディネー ターの配 置	1 市町村あたり ・コーディネーター3 人以上の場合 17,580 千円 ・コーディネーター2 人の場合 11,846 千円 ・コーディネーター1 人の場合 6,111 千円	こどもの居場 所づくりコー ディネーター 配置支援に必 要な報酬、給料 及び職員手当 等、共済費、報 償費、旅費、需 用費（消耗品 費、燃料費、食 糧費、印刷製本	1/2

			費、光熱水費、修繕料)、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	
	こどもの居場所立ち上げ支援	1 市町村あたり 50 千円×開設カ所数 ※新たに居場所を開設し、こどもの居場所づくりコーディネーターと連携する場合に限る。	新たに居場所を開設する団体への負担金、補助及び交付金	1/2
	被災したこどもの居場所づくり支援	1 箇所あたり 5,000 千円上限 ※1 団体あたり原則として3 箇所を上限とするが、熊本県ないしは管区自治体と連携して幅広くこどもの受け入れを実施する場合はこの限りではない。	事業の実施に必要な報酬、給料及び職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	10/10

(注) こどもの居場所づくりコーディネーターは、実施要綱に定める必須業務を全て担う者を1人として数える。

(注) 地方自治体職員に支払う給料及び職員手当等について、会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る。

(注) 事業に係る食糧費について、会議及び説明会等における講師や委員の茶菓及び昼食に要する経費に限る。ただし、被災したこどもの居場所づくり支援についてはこの限りではない。

(補助金の概算払)

5 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合にはおいては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 都道府県等が行う場合

ア 都道府県等において、4の表第2欄に定める区分ごとの事業に要する配分について、事業間での配分の変更は認めない。

イ 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

ウ 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

エ 事業が予定の範囲内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかにこども家庭庁長官に報告してその指示を受けなければならない。

オ 事業の遂行及び支出状況についてこども家庭庁長官の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2項の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けずに、この補助金の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

キ こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

ク 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ケ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税

額が 0 円の場合を含む。) は様式 10 により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- コ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合には、前記の期間を経過後、当該財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 項の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(2) 社会福祉法人・NPO 法人等が行う場合

ア (1) に掲げる条件（コを除く。）を適用する。ただし、カの規定中「50 万円」とあるのは、「30 万円」と読み替えるものとする。

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

(申請手続)

- 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。ただし、被災したこどもの居場所づくり支援の場合は、(3) に定めるところにより行うものとする。

(1) 市町村が申請を行う場合

① 東京都以外

ア 市町村長は、様式 2 による申請書に関係書類を添えて、道府県知事が別に定める日までに道府県知事に提出するものとする。

イ 道府県知事は、市町村からアの申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、様式3と併せて、こども家庭庁が別に定める日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

②東京都

ア 市町村長は、様式2による申請書に関係書類を添えて、都知事が別に定める日までに都知事に提出するものとする。

イ 都知事は、市町村からアの申請書の提出があった場合には、これを取りまとめの上、様式3と併せて、こども家庭庁が別に定める日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

(2) 都道府県が申請を行う場合

都道府県知事は、様式2による申請書に関係書類を添えて、こども家庭庁が別に定める日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

(3) 被災したこどもの居場所づくり支援の場合

① 熊本県が申請を行う場合

熊本県知事は、様式2による申請書に関係書類を添えて、こども家庭庁が別に定める日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

② 市町村、社会福祉法人・NPO法人等が申請を行う場合

ア 市町村長、社会福祉法人・NPO法人等の長は、様式2による申請書に関係書類を添えて、熊本県知事が別に定める日までに熊本県知事に提出するものとする。ただし、事前に熊本県に対し事業内容及び実施場所等について協議するものとする。

イ 熊本県知事は、市町村長、社会福祉法人・NPO法人等からアの申請書の提出があった場合には、これを取りまとめの上こども家庭庁が別に定める日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事業の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、様式5により、それぞれ、別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができる。

(標準処理期間)

- 9 こども家庭庁長官は、交付申請書及び変更交付申請が到達した日から起算して原則として2月以内に交付決定（決定の変更を含む。以下同じ。）を行うものとする。

（交付決定の通知）

- 10 交付決定の通知は次により行うものとする。

（1）市町村に対して行う場合

都道府県知事は、市町村に係る補助金について、こども家庭庁長官から交付決定の通知依頼があったときは、市町村に対し、様式4又は様式6により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

（2）都道府県に対して行う場合

こども家庭庁長官は、都道府県に係る補助金について、交付申請書又は変更交付申請書を受理したときは、9に定める期間内に、交付決定の通知を行うものとする。

（3）社会福祉法人・NPO法人等に対して行う場合

熊本県知事は、社会福祉法人・NPO法人等に係る補助金について、こども家庭庁長官から交付決定の通知依頼があったときは、社会福祉法人・NPO法人等に対し、様式4又は様式6により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

（交付決定に対する不服）

- 11 交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

（実績報告）

- 12 この補助金の事業実績の報告は、次により行うものとする。ただし、被災したこどもの居場所づくり支援の場合は、（3）に定めるところにより行うものとする。

（1）市町村が行う場合

①東京都以外

ア 市町村長は、道府県知事が定める日までに様式7による報告書を道府県知事に提出するものとする。

イ 道府県知事は、市町村からアの報告書の提出があった場合には、必

要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（6のウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、様式8と併せてこども家庭庁長官に提出するものとする。

②東京都

ア 市町村長は、都知事が定める日までに様式7による報告書を都知事に提出するものとする。

イ 都知事は、市町村からアの報告書の提出があった場合には、これを取りまとめの上、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（6のウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、様式8と併せてこども家庭庁長官に提出するものとする。

(2) 都道府県が行う場合

都道府県知事は、事業の完了した日から起算して1月を経過した日（6のウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日までのいずれか早い日までに、様式7による報告書をこども家庭庁長官に提出するものとする。

(3) 被災したこどもの居場所づくり支援の場合

① 熊本県が申請を行う場合

熊本県知事は、事業の完了した日から起算して1月を経過した日（6のウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日までのいずれか早い日までに、様式7による報告書をこども家庭庁長官に提出するものとする。

② 市町村、社会福祉法人・NPO法人等が申請を行う場合

ア 市町村長、社会福祉法人・NPO法人等の長は、熊本県知事が別に定める日までに様式7による報告書を熊本県知事に提出するものとする。

イ 熊本県知事は、市町村長、社会福祉法人・NPO法人等からアの申請書の提出があった場合には、これを取りまとめの上、事業の完了した日から起算して1月を経過した日（6のウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日までのいずれか早い日までに、様

式8と併せてこども家庭庁長官に提出するものとする。

(補助金の額の確定の通知)

13 交付額の確定の通知は次により行うものとする。

(1) 市町村に対して行う場合

都道府県知事は、市町村に係る補助金について、こども家庭庁長官から交付額の確定通知依頼があったときは、市町村に対し、様式9により速やかに確定の通知を行うものとする。

(2) 都道府県に対して行う場合

こども家庭庁は、都道府県に係る補助金について、交付額が確定した時は、都道府県に対し、こども家庭庁長官から速やかに確定の通知を行うものとする。

(3) 社会福祉法人・NPO法人等に対して行う場合

熊本県知事は、社会福祉法人・NPO法人等に係る補助金について、こども家庭庁長官から交付額の確定通知依頼があったときは、社会福祉法人・NPO法人等に対し、様式9により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

14 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

15 特別の事業により4、7、8、10、11、12及び13に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けて、その定めるところによるものとする。